

令和6年司法試験倒産法即日作成答案（第1問）

1 設問1

2 1. 第1に、破産法は、破産管財人が役員に対する損害賠償請求権を簡易かつ迅速に行使するこ

3 とができるように、決定手続による役員責任査定手続を設けている（破178条）。そこで、「破

4 産管財人」（同条1項）たるDは、①役員の責任の査定決定の「申立て」をすると考えられる。

5 (1) 令和5年8月31日、「法人である債務者」A社について「破産手続開始の決定があった」。

6 (2) また、Bは、独断で、債務超過状態にあるA社から、資金繰りが悪化していたBの弟に

7 対する1000万円の貸付けを実行させた。当該貸付けは無担保かつBの独断でなされたも

8 のであるから、Bは、取締役が負う善管注意義務（会社法330条、民法644条）の一内容

9 としての会社の財産を適切に管理・運用する義務に反し、「任務を怠った」（会社法423条1

10 項）といえ、回収不可能となった1000万円の「損害」を賠償する責任を負う。そのため、

11 A社は「役員」（破178条1項）たるBの責任に基づく損害賠償請求権を有する。

12 (3) さらに、役員責任査定手続によってBの責任に基づく損害賠償請求権についての債務名

13 義を作成する「必要」がある（破178条1項）。

14 (4) したがって、Dは、上記事実を「疎明」して（同条2項）、①の手続を採ると考えられる。

15 2. 第2に、「破産管財人」（177条1項）たるDは、①の実効性を確保するための手続として、

16 ②上記の「役員」たるBの「責任に基づく損害賠償請求権」につき、Bの財産であるE銀行

17 の預金債権の仮差押えという「保全処分」をすることの「申立て」をすると考えられる。

18 Bは、自身が代表取締役を務めるA社が債務超過に陥り、その後事業を停止したにもかかわらず

19 わらず何らの手続もとらなかった。当該事実から、Bによる財産隠匿等のおそれがあるといえ、

20 Bの財産を保全する「必要がある」といえる。よって、Dは、②の手続も採ると考えられる。

21 設問2

22 1. Bの破産手続において、破産管財人Dは以下の①から③までの調査を行うことができる。

23 (1) 「破産管財人」（83条1項）たるDは、①「破産者」（40条1項1号）たるBに対して、

1 「破産に関し必要な説明」(同項柱書本文)をできるように求めること(83条1項前段)、及  
2 び、②「破産財団に関する帳簿、書類その他の物件を検査すること」(同項後段)ができる。

3 (3) また、Dは、③裁判所に対して、「破産者」(81条1項)たるBにあてた「郵便物」及び  
4 「民間業者による信書の送達に関する法律」第2条第3項に規定する信書便物(以下、こ  
5 れらを併せて「郵便等」という。)をDに配達すべき旨の嘱託の上申をすることができる。

6 2. 裁判所は、以下の①及び②の手続を行うことができる。

7 (1) Bが代表取締役を務めるA社の破産手続において、Bが財産を隠匿していると疑われる  
8 内容の情報や、Bが多額の遊興費を支出しているとの情報が複数の関係者からDの下に寄  
9 せられていた。そのため、Bによる破産財団に属すべき財産の隠匿・散逸等を防止する必要  
10 があるから、「破産管財人の職務の遂行のため必要がある」(81条1項)といえる。

11 したがって、「裁判所」は、①郵便等をDに配達すべき旨の嘱託をすることができる。

12 (2) 破産管財人により83条1項前段の請求がなされた場合には、Bは説明義務を負う(40条  
13 1項柱書本文)。また、破産者たるBは、自身が有する重要財産の開示義務を負う(41条)。

14 今後Bが上記義務を頑なに履行しない場合には、「裁判所」(38条1項)は、②上記義務  
15 の履行の確保のために「必要」として「破産者」Bの「引致」を命ずることができる。

16 設問3前段部分

17 1. 「破産管財人」(173条1項)Dは、本件事業譲渡を対象として161条1項に基づく否認権  
18 を行使できるか。

19 (1) 本件事業譲渡の代金は本件事業譲渡の対象となった4店舗の時価と同じ4000万円である  
20 ため、本件事業譲渡は、「相当の対価を取得」する財産処分行為(同項柱書)といえる。

21 (2) 本件事業譲渡によりA社の4店舗の事業は現金4000万円という財産に変更され、A社  
22 は当該4000万円をFに対する借入金債務の本旨弁済に充てているところ、本件事業譲渡  
23 は、「その他の破産債権者を害することとなる処分」(同項1号)に当たるか。

1 ア。「その他の破産債権者を害することとなる処分」とは、当該処分により破産者の責任財産  
2 が隠匿、無償の供与に準じて事実上又は法律上減少するものに限られると解されるところ、  
3 既存債務の本旨弁済は破産者の責任財産を減少させるものではない。そこで、当該処分によ  
4 り得られた対価が既存債務の本旨弁済の原資に充てられた場合には、当該処分は、破産債権  
5 者を害する程度において隠匿や無償の供与と同程度と評価されるべき特段の事情がある場  
6 合を除き、「その他の破産債権者を害することとなる処分」には当たらないと解する。

7 イ。本件事業譲渡により得られた対価は、A社のFに対する借入金債務の本旨弁済の原資に  
8 充てられている。しかし、Fは、破産者であるA社の取締役であった。そのため、Fに対す  
9 る弁済は破産者の内部者に対する弁済であったといえ、破産債権者を害する程度において隠  
10 匿と同程度のものであると評価されるべき特段の事情があるといえる。したがって、本件事  
11 業譲渡は、「その他の破産債権者を害することとなる処分」に当たる。

12 (3) 本件事業譲渡の当日に、A社はE社から受領した4000万円をA社の内部者たるFに交  
13 付していることから、「破産者」(同項2号)たるA社が、本件事業譲渡の当時、「対価とし  
14 て取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していた」といえる。

15 (4) E社の代表取締役はBであったため、「相手方」(同項3号)E社は、本件事業譲渡当時、  
16 「破産者」A社が「隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていた」といえる。

17 2. よって、Dは、本件事業譲渡を対象として161条1項に基づく否認権を行使できる。

18 設問3後段部分

19 1. 債務引受けが併存的債務引受(民法470条1項)であった場合、「破産管財人」(破173条  
20 1項)Dは、本件事業譲渡を対象として160条1項1号に基づく否認権を行使できるか。

21 (1) 本件事業譲渡は、「破産債権者を害する…行為」(同号本文)に当たるか。

22 ア。「破産債権者を害する…行為」とは、破産者の責任財産を絶対的に減少させる行為をいう。

23 具体的に、破産者の責任財産を絶対的に減少させる行為といえるためには、①当該行為が財

1 産の実質的減少を伴うものであることに加えて、②当該行為が破産手続開始原因が発生し又  
2 はその発生が確実に予測される時期になされていることが必要であると解する。

3 イ. 確かに、G社は、本件事業譲渡に際し、A社のHに対する借入金債務3000万円につき  
4 債務引受けをした。これを前提に、本件事業譲渡の代金額が4店舗の事業価値の合計4000  
5 万円から同債務の額を控除した1000万円と定められたため、本件事業譲渡はA社の財産  
6 の実質的減少を伴わないとも思える。しかし、併存的債務引受の場合、A社はHに対する  
7 借入金債務を負い続けるため、A社の債務額は減少しない。それにもかかわらず、本件事業  
8 譲渡の代金額は1000万円と定められたため、本件事業譲渡はA社の財産の実質的減少を  
9 伴うものである(①)。また、A社は令和4年3月末日以降債務超過状態にあったため、本  
10 件事業譲渡は債務超過(破16条1項)という破産手続開始原因が発生している時期になさ  
11 れている(②)。したがって、本件事業譲渡は、「破産債権者を害する…行為」に当たる。

12 (2)「破産者」たるA社が、当然に、「破産債権者を害することを知って」いたといえる。

13 (3)G社は、本件事業譲渡に際し、A社から、A社が債務超過状態にあり資金繰りに窮してい  
14 ること及び他の店舗は閉店してA社が事業を停止することの説明を受けていた。そのため、  
15 受益者たるG社は、本件事業譲渡の当時、破産債権者を害することを知っていたといえる。

16 (4)よって、Dは、本件事業譲渡を対象として160条1項1号に基づく否認権を行使できる。

17 2. 本件の債務引受けが免責的債務引受(民法472条1項)であった場合はどうか。

18 A社のHに対する借入金債務は免責されるため、これを前提に譲渡代金が設定された本件  
19 事業譲渡は「相当の対価を取得」する財産処分行為(破161条1項柱書)といえる。しかし、  
20 「破産者」(同項2号)たるA社が、「対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿  
21 等の処分をする意思を有していた」とはいえない。また、本件事業譲渡は、A社の財産の実質  
22 的減少を伴わないため、「破産債権者を害する…行為」(160条1項1号)にも当たらない。

23 したがって、この場合には、Dは、本件事業譲渡を対象として否認権を行使できない。